

○越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付
要綱

平成27年3月31日

告示第102号

改正 平成29年3月31日告示第149号

令和3年3月31日告示第187号

(趣旨)

第1条 市は、市内に軽費老人ホームを設置する法人（以下「補助事業者」という。）が、入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を減免した場合には、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内に設置する軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用とする。

2 前項のサービスの提供に要する費用とは、軽費老人ホームのサービスの提供に要する職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、入所者保健衛生費及び備品購入費等並びに人件費引当金、修繕費引当金、備品等購入積立金本部経理区分繰入金等の経費とする。

3 次に掲げる経費については、補助金の交付の対象となる経費としない。

(1) 固定資産の価値が増加するような改良に係る経費、施設の拡張に係る経費並びに借入金の元金及び利息の償還に要する経費

(2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税

額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）

（3） その他サービスの提供に要する費用として認められない経費（補助金の額）

第3条 補助金の額は、サービスの提供に要する必要実支出額（年額）と越谷市軽費老人ホーム利用料等取扱基準（平成27年3月20日市長決裁）に定めるサービスの提供に要する費用助成基準額（年額）を比較し、いずれか少ないほうの額から、入所者からのサービスの提供に要する費用徴収額を控除して得た額を限度とし、市長が定める額とする。

（申請書の様式等）

第4条 規則第5条第1項の交付申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

2 規則第5条第1項の申請書の提出期限は、毎年5月30日までとし、その提出部数は1部とする。

（申請書の添付書類）

第5条 規則第5条第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 補助金所要額調書
- （2） 補助金所要額内訳書
- （3） 当該年度の歳入歳出予算書抄本（又は見込書抄本）
- （4） 軽費老人ホームにおける利用料の額を明らかにした書類

2 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知書の様式）

第6条 規則第9条の交付決定通知書の様式は、第2号様式のとおりとする。

(変更の申請等)

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、規則第5条の規定により申請した内容に変更を生じたときは、第3号様式による変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の変更を承認したときは、第4号様式による変更承認決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第8条 規則第18条第1項ただし書の規定により、補助金の交付決定後に概算払により補助金を交付する。

2 規則第18条第2項の請求書の様式は、第5号様式のとおりとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第15条第1項の報告書の様式は、第6号様式のとおりとする。

2 規則第15条第1項の報告書の提出時期は、補助事業の完了(補助事業の廃止を含む。)後1月以内とする。ただし、年度を越えることはできない。

(実績報告書の添付書類)

第11条 規則第15条第1項の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金精算書
- (2) 補助金精算内訳書
- (3) 当該年度の歳入歳出決算書抄本(又は見込書抄本)
- (4) 軽費老人ホームにおける利用料の額を明らかにした書類

(消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該消費税仕入控除税額等を越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に係る消費税仕入控除税額等報告書（第7号様式）により市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による報告をしたときは、市長が定める期日までに、当該消費税仕入控除税額等に相当する補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（確定通知書の様式）

第13条 規則第16条第1項に規定する確定通知書の様式は、第8号様式のとおりとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第149号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第187号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの要綱の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付申請書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地
名称
代表者

年度越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金の交付を受けたいので、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円

添付書類

- 1 補助金所要額調書
- 2 補助金所要額内訳書
- 3 歳入歳出予算書抄本（又は見込書抄本）
- 4 軽費老人ホームにおける利用料の額を明らかにした書類

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

越谷市長 印

越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金については、下記のとおり交付することに決定いたしましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
第1回交付金額 金 円
第2回交付金額 金 円
第3回交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払
- 3 交付の条件
 - (1) 補助事業等の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第3号様式（第7条関係）

越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金
変更申請書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地
名称
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金について、変更が生じたため、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更申請額 | 金 | 円 |

添付書類

- 1 補助金所要額調書
- 2 補助金所要額内訳書
- 3 歳入歳出予算書抄本（又は見込書抄本）
- 4 軽費老人ホームにおける利用料の額を明らかにした書類

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

越谷市長

印

越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金
変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度越谷市軽
費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金については、下記のと
おり補助事業の変更を承認しましたので、越谷市補助金等の交付手続き等
に関する規則第11条において準用する同規則第9条の規定により通知し
ます。

記

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 変更交付決定額 | 金 | 円 |
| | 第1回交付金額 | 金 | 円 |
| | 第2回交付金額 | 金 | 円 |
| | 第3回交付金額 | 金 | 円 |
- 2 支払方法 概算払
- 3 交付の条件
- (1) 補助事業等の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第5号様式（第8条関係）

越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金概算払請求書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地
名称
代表者

年度越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金第 回支払分として、下記のとおり支払われたく請求します。

記

1 請求額	金	円
<内訳>		
(1) 交付決定額	金	円
(2) 受領済額	金	円
(3) 今回請求額	金	円
(4) 残額	金	円

2 下記の(1)、(2)のどちらかを記入してください。

(1) 債権者コード No. ()

(2) 銀行口座

金融機関名
支店
普通・当座
口座 No.
フリガナ
口座名義

第6号様式（第10条関係）

越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金に係る事業実績報告書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地
名称
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた 年度越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金に係る事業が完了したので、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

補助事業等の実績額 金 円

添付書類

- 1 補助金精算書
- 2 補助金精算内訳書
- 3 歳入歳出決算書抄本（又は見込書抄本）
- 4 軽費老人ホームにおける利用料の額を明らかにした書類

第7号様式（第12条関係）

越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に係る消費税仕入控除
税額等報告書

年 月 日

越谷市長 宛

所在地
名称
代表者

年 月 日付け 第 号で交付を受けた 年
度越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金について、越
谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱第12条
第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績報告による実績額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）

金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳書
- (2) 積算根拠資料（確定申告書の写し等）

第 8 号様式（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

越谷市長

印

越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金
交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した
年度越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金について
は、年 月 日付けで提出された事業実績報告に基づき、下
記のとおり確定いたしましたので通知します。

なお、超過交付分は返還してください。

記

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 交付確定金額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付済金額 | 金 | 円 |
| 3 | 返 還 額 | 金 | 円 |
| 4 | 返 還 期 日 | | |

- 第 1 号様式 (第 4 条関係)
- 第 2 号様式 (第 6 条関係)
- 第 3 号様式 (第 7 条関係)
- 第 4 号様式 (第 7 条関係)
- 第 5 号様式 (第 8 条関係)
- 第 6 号様式 (第 1 0 条関係)
- 第 7 号様式 (第 1 2 条関係)
- 第 8 号様式 (第 1 3 条関係)